

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>2 放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器の取扱いに伴う放射線障害の防止については、この細則によるもののほか放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「障害防止法」という。)及び国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則(以下「運営規則」という。)に基づく放射線研究室(以下「放射線研究室」という。)が定める放射線障害予防規定(以下「予防規定」という。)によるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 この細則における「事業所」とは、組織及び施設のうち、障害防止法第2条の規定に基づき、使用の許可を受けた本学の農学部事業所、工学部事業所及び遺伝子実験施設事業所をいう。</p> <p>(管理及び使用責任者) 第3条 (略)</p> <p>2 <u>運営規則</u>第4条第1項に規定する放射線研究室の室長(以下「室長」という。)は、放射線研究室における安全管理に関する業務を処理する。</p> <p>3 事業所の放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)は、放射性同位元素及び<u>予防規定</u>に定められた放射性物質装備機器の取扱いに伴う放射線障害の防止について総括的な指導・監督等の職務を行うものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(委員会) 第4条 この細則及び<u>予防規定</u>により定められた事項の処理並びに各組織</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>2 放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器の取扱いに伴う放射線障害の防止については、この細則によるもののほか放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「障害防止法」という。)並びに国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第6条第1項に規定する放射線研究室及び国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則(以下「センター運営規則」という。)第5条第1項第1号に規定する遺伝子実験施設が定める放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)によるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 この細則における「事業所」とは、組織及び施設のうち、障害防止法第3条の規定に基づき、使用の許可を受けた本学の農学部事業所、工学部事業所及び遺伝子実験施設事業所をいう。</p> <p>(管理及び使用責任者) 第3条 (略)</p> <p>2 <u>国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則</u>(以下「放射線研究室運営規則」という。)第4条第1項に規定する放射線研究室の室長(以下「室長」という。)は、放射線研究室における安全管理に関する業務を、<u>センター運営規則</u>第5条第2項に規定する遺伝子実験施設長(以下「施設長」という。)は、遺伝子実験施設における安全管理に関する業務を、それぞれ処理する。</p> <p>3 事業所の放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)は、放射性同位元素及び<u>予防規程</u>に定められた放射性物質装備機器の取扱いに伴う放射線障害の防止について総括的な指導・監督等の職務を行うものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(委員会) 第4条 この細則及び<u>予防規程</u>により定められた事項の処理並びに各組織</p>	

<p>及び施設の連絡調整及びその他必要な事項については、国立大学法人東京農工大学環境・安全委員会細則第8条第1項第1号に規定する放射線安全小委員会(以下「小委員会」という。)で審議する。</p> <p>2 放射線研究室の運営については、<u>運営規則</u>第8条に規定する放射線研究室運営委員会で審議し、安全管理に関する審議内容や定期検査等の結果について小委員会に報告する。</p> <p>3 <u>放射線研究室の予防規定</u>を改正する場合は、事前に小委員会の議を経るものとする。</p> <p>(管理区域) 第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業所の長は、<u>放射線研究室</u>に管理区域を設け、標識を掲げるものとする。</p> <p>(教育及び訓練) 第8条 (略)</p> <p>2 主任者は、<u>予防規定</u>の定めるところにより、放射線業務従事者に対して教育及び訓練を行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(調査及び点検) 第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>室長</u>は、施設及び設備等の整備状況等について、調査及び点検を行うものとする。</p> <p>4 <u>放射線研究室以外</u>に設置された放射性物質装備機器の使用責任者は、当該機器について、調査及び点検を行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(放射線の測定、記録及び保管) 第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 非密封放射性同位元素による内部被ばくによる線量の測定は、<u>事業所の予防規定</u>の定めるところにより行うものとする。</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>及び施設の連絡調整及びその他必要な事項については、国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則第8条第1項第1号に規定する放射線安全小委員会(以下「小委員会」という。)で審議する。</p> <p>2 放射線研究室の運営については、<u>放射線研究室運営規則</u>第8条に規定する放射線研究室運営委員会において、<u>遺伝子実験施設の運営</u>については、<u>センター運営規則</u>第10条第1項に規定する<u>遺伝子実験施設運営小委員会</u>において、それぞれ審議し、安全管理に関する審議内容や定期検査等の結果について小委員会に報告する。</p> <p>3 <u>予防規程</u>を改正する場合は、事前に小委員会の議を経るものとする。</p> <p>(管理区域) 第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業所の長は、<u>放射線研究室及び遺伝子実験施設</u>に管理区域を設け、標識を掲げるものとする。</p> <p>(教育及び訓練) 第8条 (略)</p> <p>2 主任者は、<u>予防規程</u>の定めるところにより、放射線業務従事者に対して教育及び訓練を行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(調査及び点検) 第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>室長及び施設長</u>は、施設及び設備等の整備状況等について、調査及び点検を行うものとする。</p> <p>4 <u>放射線研究室及び遺伝子実験施設以外</u>に設置された放射性物質装備機器の使用責任者は、当該機器について、調査及び点検を行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(放射線の測定、記録及び保管) 第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 非密封放射性同位元素による内部被ばくによる線量の測定は、<u>予防規程</u>の定めるところにより行うものとする。</p> <p>6～8 (略)</p>	
--	---	--

(緊急時の措置)

第 12 条 エックス線装置使用責任者及び室長は、放射線のしゃへい物が破損し、放射線の照射を停止できないとき、又は放射性物質により空気が汚染された場合や多量の放射性物質が散逸した場合等においては、緊急作業に従事させる職員以外の者の当該区域からの退避及び立入禁止の措置を講じるものとする。

2～4 (略)

(申請書及び記録書等)

第 16 条 この細則及び予防規定に定める放射線業務の実施に関し必要な申請書及び記録書等は、別に定める様式による。

2 (略)

別表(第 15 条関係)

事務の範囲	所掌する部署	備考
(略)	(略)	
職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全管理センター及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設(東京農工大学組織運営規則第 3 条に定める組織及び施設をいう。以下同じ。)の事務を担当する部署	
(略)	(略)	

(緊急時の措置)

第 12 条 エックス線装置使用責任者、室長及び施設長は、放射線のしゃへい物が破損し、放射線の照射を停止できないとき、又は放射性物質により空気が汚染された場合や多量の放射性物質が散逸した場合等においては、緊急作業に従事させる職員以外の者の当該区域からの退避及び立入禁止の措置を講じるものとする。

2～4 (略)

(申請書及び記録書等)

第 16 条 この細則及び予防規程に定める放射線業務の実施に関し必要な申請書及び記録書等は、別に定める様式による。

2 (略)

別表(第 15 条関係)

事務の範囲	所掌する部署	備考
(略)	(略)	
職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	環境安全管理センター及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設の事務を担当する部署	
(略)	(略)	

附 則 (24 細則第 13 号)

この細則は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。